

熊谷市「(仮称)新熊谷衛生センター事業者選定業務委託」
公募型プロポーザル競争実施要領

1 目的

本要領は、(仮称)新熊谷衛生センター事業者選定業務委託を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

(仮称)新熊谷衛生センター事業者選定業務委託

(2) 目的

(仮称)新熊谷衛生センター事業者選定業務委託は、(仮称)新熊谷衛生センター整備及び運営事業をD B O方式により発注するための業務支援である。

具体的には、入札に必要な要求水準書等を作成し、事業者選定から本契約に至るまでの補助及び支援を行うものである。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

(4) 業務内容

「(仮称)新熊谷衛生センター事業者選定業務委託仕様書」参照

3 予算額

業務に要する費用の上限は30,000,000円とし、この範囲内で契約候補者と随意契約するものとする。なお、年度ごとの限度額は下記のとおりとする。

令和7年度： 2,000,000円

令和8年度：12,500,000円

令和9年度：15,500,000円

4 実施形式

公募型プロポーザル競争方式

5 参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間に

において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成18年規則第81号）又は熊谷市物品等競争入札の資格等に関する規則（平成18年規則第82号）に基づく資格者名簿に登載されていること。
- (2) 熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成17年訓令第62号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成19年訓令第50号）による措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 元請として公告日から過去10年間（平成27年10月14日から令和7年10月13日までの間）に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設に関する建設工事発注支援業務の完了実績を複数有すること。
- (7) 一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会に登録されているこ

と。

- (8) 廃棄物関連施設に係る技術的知識と十分な経験を有する、次の資格を持つ技術者をそれぞれ配置できること（本業務の公告日現在３か月以上の雇用関係にあるものに限る。）。なお、同一人物が兼ねることはできないものとする。

ア 管理技術者

技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）の資格を有すること。また、公告日から過去１０年に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設の建設工事発注支援業務の完了実績を複数有し、かつ、管理技術者としての実績を有すること。

イ 担当技術者（廃棄物処理技術責任者）

技術士（総合技術監理部門－衛生工学－廃棄物・資源循環）又は技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環）の資格を有すること。また、公告日から過去１０年に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設の建設工事発注支援業務の完了実績を複数有すること。

- (9) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽のないこと。

6 参加申込及び審査

- (1) 参加申込書、企画提案書及び見積書に関する質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和７年１０月２３日（木）午後３時まで

イ 受付場所 熊谷市環境部環境推進課（江南庁舎２階）

ウ 提出書類 質問書（様式７）

エ 提出方法 電子メールによる。

※原則として電話での質問には応じない。

※書式は質問書（様式７）を使用し、電子メールに添付する。

※会社（法人）名、担当部署名、担当者氏名、電話番号、FAX、電子メールアドレスを質問書に記載すること。

※電子メール受取り後、市より送信元へ確認メールを送付する。当日午後５時までに確認メールが届かなかった場合には、市に電話で確認すること。

※受付期限に届かなかったメールには回答しない。

オ 回答方法 令和７年１０月２７日（月）に市ホームページに公表する。

- (2) 参加申込書、企画提案書及び見積書の提出

ア 提出期限 令和７年１０月３１日（金）午後３時まで

イ 提出場所 熊谷市環境部環境推進課（江南庁舎２階）

ウ 提出書類 参加申込書（様式１）

会社概要（様式 2－1）

本業務を受注した場合の実施体制（様式 2－2）

事業実績等報告書（様式 3）

配置予定者報告書（管理技術者）（様式 4－1）

配置予定者報告書（担当技術者）（様式 4－2）

企画提案書提出書（様式 5）

エ 提出部数 各 1 部

オ 提出方法 持参又は郵送による。

※電子データ版（PDF）も併せて提出すること。

※郵送の場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること。

※郵送事故について、市は一切の責任を負わないものとする。

カ 確認結果

参加資格確認結果は、無資格者のみ令和 7 年 1 1 月 4 日（火）に通知する。

7 審査方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書、実務実績調書等について、以下の方法により（仮称）新熊谷衛生センター事業者選定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

ア 日時

令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）

イ 場所

熊谷市役所 江南庁舎 3 階 大会議室

ウ 準備

パソコン（HDMI 接続可能なもの）及びレーザーポインターは各社で持ち込むものとし、スクリーン及びプロジェクターは市で用意する。

エ 持ち時間

各社 3 0 分以内（プレゼンテーション 2 0 分以内、委員からの質疑 1 0 分以内）

オ 内容

企画提案書の内容について、原則として、管理技術者又は担当技術者（廃棄物処理技術責任者）のいずれかが説明を行うこととする。なお、審査委員会委員が行う質問に対する回答も、管理技術者又は担当技術者（廃棄物処理技術責任者）のいずれかが行うこととする。

カ 特別な理由なく開始時刻に遅れた場合は失格とする。

(2) 評価方法

ア 採点

審査委員会委員が評価採点基準項目ごとに評価し、各委員の評価点を合計する。

イ 選定

合計の評価点で最高点を得たものを契約候補者として選定する。なお、高得点を得たものが2者以上ある場合は、「業務の実施方法」の点数が最も高い者を候補者とする。更に同点の場合は、「特定テーマに対する提案」の点数が最も高い者を候補者とする。

最高点に続く合計評価点を得た者を次点候補者、第3位の合計評価点を得た者を第3候補者とする。

ウ 評価採点基準及び配点表（審査委員会委員一人当たり）

評価項目	評価基準	配点
企業の業務実績	一般廃棄物処理施設の発注支援業務の十分な完了実績を有しているか。	10点
配置予定技術者の資格・経験	管理技術者及び担当技術者（廃棄物処理技術責任者）が有用な資格を有しているか。 一般廃棄物処理施設に関し技術者として関わった十分な実績及び経験を有しているか。	10点
業務の実施体制	業務の履行に十分な体制になっているか。	10点
業務の実施方針・理解度	（仮称）新熊谷衛生センター整備事業の内容を踏まえた実施方針が示されているか。 業務目的や業務内容を適切に理解し、本市の要求に応えられるものとなっているか。	15点
業務の実施方法	業務の実施時期が明確であり、実現可能なスケジュールが計画され、業務内容ごとに的確に整理され説明されているか。 作業内容に具体性と現実性があり、十分な業務成果が期待できる内容となっているか。 課題や留意事項を抽出し、それについての適切な対応方法があるか。	15点
特定テーマに対する提案	事業スキームの課題と解決策。 令和9年度中の契約に向けた課題と解決策。 熊谷市に特化した要求水準書等の作成に係る課題と解決策。	15点
その他の提案	自社の独自性や優位性を生かした提案となっているか。 上記以外で配慮すべき事項や効果的な提案などがあるか。	10点
提案価格	（最低提案価格/提案価格）×15点 ※小数点以下第2位を四捨五入	15点
合計		100点

エ 最低基準点の設定

最低基準点については、配点合計の6割とする。ただし、1者のみの応募の場合は、配点表の合計から提案価格点を除いた点数の6割とする。

オ プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

(3) 審査委員会委員

ア 総合政策部長

イ 環境部長

ウ 都市整備部長

エ 上下水道部長

オ 施設マネジメント課長

カ 環境政策課長

キ 環境推進課長

ク 第一水光園所長

ケ 公園緑地課長

コ 下水道課長

8 選定結果

(1) 通知方法 全提案者に対して文書により通知する。

(2) 通知時期 令和7年12月1日（月）

(3) 選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。なお、選定されなかった提案者が1者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア 契約候補者の名称

イ 全提案者の名称

ウ 全提案者の評価点

エ 契約候補者の選定理由

オ （仮称）新熊谷衛生センター事業者選定業務委託プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

9 契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

契約候補者との協議が不成立となった場合は、次点候補者と同様の協議を行うものとする。

なお、次点候補者との協議も不成立となった場合は、第3候補者と同様の協議を行うが、それでも不成立となった場合は、選定をやり直すこととする。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の追加、修正及び削除は認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）に基づき取り扱うものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (5) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 企画提案書の提出は、1者1案とする。

11 情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成17年条例第10号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報は、選定後の公開とする。

12 日程

令和7年10月14日（火）	公告日
10月23日（木）	質問受付期限
10月27日（月）	質問に対する回答日
10月31日（金）	参加申込書、企画提案書及び見積書の提出期限
11月4日（火）	参加資格確認結果通知（無資格者のみ）
11月21日（金）	プレゼンテーションによる審査
12月1日（月）	審査結果通知

13 その他

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。
また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止する場合、プロポ

ーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

- (2) 今後、想定される委託業務遂行に際し、企画提案書に記載された管理技術者、各担当技術者の変更は原則として認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (3) 本件に係る著作権は、提出者に帰属するものとする。ただし、当選した企画提案書及び委託成果品、資料の著作権については、市に帰属するものとする。提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、参加を辞退する旨を記載した書面（様式6）を、速やかに環境推進課あてに提出するものとする。

(5) 無効となる事項

次のいずれかに該当する場合は無効となる場合がある。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載がある場合
- ウ 著しく信義に反する行為を起こした場合
- エ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- オ 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- カ 1つの協力会社が複数の参加者に協力した場合
- キ 見積書の金額が予算額を超過した場合

14 問い合わせ先

熊谷市環境部環境推進課廃棄物対策係

〒360-0192

埼玉県熊谷市江南中央一丁目1番地（江南庁舎2階）

TEL：048-536-1549

FAX：048-536-2009

E-mail：kankyosuishin [a] city.kumagaya.lg.jp

※「[a]」部分は「@」に置き換えてください。

以上